

立入禁止区域図 (三国・湯沢森林事務所管内)

第5次国有林野施業実施計画図
平成29年度樹立

最終更新日 令和6年11月10日

鳥獣捕獲のため国有林に入林される皆様へ

国有林には、作業箇所等の立入禁止区域を設定しています。立入禁止区域では、立入及び発砲を行わないでください。立入禁止区域の外であっても同区域に影響する位置や方向への発砲は行わないでください。
また、建物・道路・歩道等の施設が設置されていますので、管理者及び利用者等の入林者や当該施設への発砲は絶対にしないようご注意ください。

凡例

- 立入禁止（作業箇所）
- 立入禁止（レク森等）
- 立入禁止（鳥獣保護区）

区分	面積	備考
立入禁止（作業箇所）	1,234.56	
立入禁止（レク森等）	567.89	
立入禁止（鳥獣保護区）	123.45	
計	1,925.90	

年度	面積	備考
9-1	5,714.08	
9-2	12,162.34	
9-3	13,738.56	
9-4	18,709.36	
9-5	11,323.28	
9-6	21,783.52	
9-7	16,744.55	
9-8	104,175.69	
9-9		
計画合計	104,175.69	

